

議案第14号

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例について

沼田市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例

沼田市印鑑条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号に掲げる効力を有する」を削り、「印鑑の登録を受けた者」を「印鑑の登録を受けている者」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けている者が自ら申請した場合であって、市長が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を求め、規則で定める方法により、当該申請者が印鑑の登録を受けている者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第13条第2項中「、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し」を削り、「交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする」を「交付する」に改め、同条第3項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体（同法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）」に改める。

第15条第1号中「第13条第3項」を「第13条第1項ただし書及び同条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。